

（開会）13：30

中村座長

それでは、協議会を開会したいと思います。

今年の6月議会で、条例をつくるということについて幹事長会の同意を得て協議会を立ち上げて、各党派から議員を選出していただいてここまでまいりました。基本条例の内容については、3名の方が中心になって条文を考えていただき、皆さん方の御指摘もいただきながらそれを調整して、字句等の整理もしてここまでまいりました。

大きなこととすれば、前文、第1章、第2章、第3章の公助を除いては「ですます調」で書かれております。これは市民の目線に立った条例ということで、市民とともに取り組んでいく条例という意味からして、そこまでは「ですます調」で書きましよう。第4章 公助については、議会と市の話であるので「である調」にするということで意思統一をしてここまでまいりました。それで、前文、第1章、第2章までを島議員に前回の協議会から今回までに訂正したことを中心に御説明をお願いします。

島 議員

それでは、お手元の資料のほうをごらんください。

変更点について、表現が変わったり、文章が追加されたり、削除されたりということの主な部分を示しながら御説明いたします。

まず、前文について、「平成23年には東日本大震災や台風12号」という表現をしておりましたが、これについては「紀伊半島に大水害をもたらした台風12号」ということで、さらに具体的にこういった表現をつけ加えさせていただきました。その他の部分についてはほぼ変わりはありません。

次に、第1章 総則、目的につきましては、「災害対策の確立を図り、市民等の生命」という部分ですが、前回では「市民の生命や身体を守り」ということになっていましたが、後で御説明しますが、「市民」の定義が変わりましたので、「市民等の生命」ということに変えさせていただきました。

次に、第2条第1号の災害の定義については、前回では、「地震、津波、……」といろいろと書いていましたが、これは法制のほうから、他の法との整合性ということもありまして、どういう災害かという内容については、その法令に沿った形の表現が望ましいであろうというアドバイスをいただきましたので、具体的に災害についてはこの表現に変えさせていただきます。これが災害の定義の変更点です。

次に、同条第6号に市民等という定義を追加させていただきました。第4号の市民の定義で、「市内に住所または居所を有する者をいいます。」となっていますが、あえて市民等という定義を追加したのは、和歌山市に通勤している方、また、営業等で和歌山市にたまたま訪問されている方を含めた方々も特定しないといけませんので、市民等という定義を第6号に入れて、そういう方々の立場をしっかりと表現するというので追加させていただきました。したがって、前回の第3条第1項自助の理念のところでは、「市民等」という表現がありましたが、これを「市民及び事業が自己の責任により自らが災害から守ること。」というように変更させていただきました。ですから、第2項、共助の理念にも同じ表現に変更させていただきました。また、公助の理念についても変更させていただきました。

次に、第5条の市民の自助につきましては、先ほど座長からも言われましたが、なるべく市民にわかりやすい、受け入れやすい表現にしましょうということで、前回では「防災に寄与するように努めましょう。」という表現でしたが、やはり条例ということになりますと、どういふ方々に何をさせるか、法の目的の一つに、だれに何をさせるかという義務というかそういう表現も必要になってきますので、前回の「努めましょう。」という表現ではちょっとやわらかすぎるのではないかとということで、ここに書いております「次に掲げる事項の実施に努めなければなりません。」ということで義務の表現に変更させていただいております。これが市民の自助についての大きな変更点であります。それから、前回では第5条第1号から第10号まで「〇〇をする。」ということにしておりましたが、これも文章の表現ですが「〇〇すること。」という表現に変更させていただいております。

次に、第6条 事業者の自助ということで、これにつきましては、同条第1号「従業員及び事業所を訪れた者」と、前回では「事業者及び顧客」という表現でしたが、顧客だけではなく仕事として事業所に来る方もおられますので、この表現に変更させていただきました。とにかく事業所に来た人の安全確保を図ってくださいと、事業所に来た人すべてに対して安全確保をしてくださいということを表示するために「事業所を訪れた者」という表現に変更させていただいております。それから、これも第5条と同じ表現に変更させていただいております。以上が主な変更点であります。

中村座長

ありがとうございました。

今、島議員から御説明がありましたが、何か御意見はありませんか。

（「なし」との声）

それでは、お気づきになられた点がありましたら、また後で伺わせていただきます。

次に、第3章 共助について、山本議員から御説明をお願いします。

山本議員

まず、共助の説明に入る前に、先ほど島議員から御説明があった点で1点だけ補則させていただきます。

これまでの条文では「努めましょう。」ということで、やわらかくしようということでそのような表現にさせていただいておりましたが、市民に対してある程度、義務的にやってもらわないといけないことがあるのではないですかということで、それぞれ自分の担当箇所についてこれは義務なのか、努力義務なのか、努力してもらっただけでいいのかということと判別しないといけないということで、それぞれ考えて出させていただきました。その点で、義務については「〇〇しなければなりません。」、努力義務については「〇〇努めなければなりません。」、努力してもらおうということについては「努めましょう。」という表現で、義務なのか、努力義務なのか、努力するだけでいいのかということとをきっちり分けさせていただくということを念頭に入れて判別をさせていただいたということとを補則説明させていただきます。

それで、共助に入っていきますが、まず、第7条第1項について、「市その他の行政機関が実施する防災対策や減災のための諸活動」となっていますが、前回では「行政機関が実施する災害対策事業（総合防災訓練……）」と、どちらかと言うとソフト面のほうを並べていまし

たが、危機管理局のほうから、ハード面の防災対策事業をやっていないというふうに受け取られかねないのではないかという懸念がありましたので、それも全部含めて「防災対策や減災のための諸活動」ということでソフト面もハード面も入るようという表現に変更させていただいて、「個別の総合防災訓練や地域別防災訓練、防災に関する講演会等をいう」というところを削除させていただきました。そして「協力しなければなりません。」ということで、これについては義務という表現を取るほうがいいのではないかということで、そういった表現に変更させていただいております。

同条第2項については、前回では「災害復旧に努めましょう」と書いていましたが、復旧をするのは市の義務でありまして、市民の皆さんにはそれに協力していただくという点がそれぞれの立場で必要かということで、「災害復旧への協力を努めなければなりません。」という表現に変更させていただきました。努力義務という形にしております。

第8条について、お手元の条例文には第2項までしかないのですが、前回では第3項で自主防災組織が防災訓練を実施するときは、あらかじめ市長に届け出て、指導を受けてくださいという項目がありましたが、公助に、市のほうが自主防災組織に支援をしますよという項目がありますので、わざわざ自主防災組織のほうに縛りをつける必要はないのではないかとということで同条第3項を削除させていただいております。

次に、第10条については、「災害時要援護者の現況をあらかじめ把握するよう努めましょう。」となっていました。これも努力義務ということで「努めなければなりません。」という表現に変更させていただいております。

次に、第2節 事業者の共助ということで、この部分については「努めましょう。」という表現になっておりまして、市民の共助の第9条で「行政機関から提供される防災に関する知識及び情報を積極的に共有し、活用しましょう。」という条文になっておりますが、実は事業者の共助にはこの条文がなかったもので、第9条と同様の条文を第12条に追加させていただいております。この条文を入れることで、事業者は知識や情報を活用しなくていいのかという疑念を払拭できるということで、主語を変えて第12条の追加しております。また、第12条が追加されたことで、前回の第12条の条文が第13条になっておりまして、前回では第13条に大学等の教育施設が学生ボランティアの育成と災害時の地域との連携を図ってくださいという条文が入っていましたが、事業者という中に教育法人も含まれるということで、これまでの第13条は削除させていただいております。

次に、第14条に、新たに帰宅困難者への支援ということで、例えば、駅を利用される方の避難のための留め置きするような努力に努めてくださいということを入れるべきではないかという議論がありましたので、第14条に帰宅困難者への支援ということで追加させていただいております。これは努力という表現にさせていただいております。

中村座長

ありがとうございました。

今の御説明について、何か御意見はありませんか。

（「なし」との声）

それでは、引き続き、公助について、園内議員から御説明をお願いします。

## 園内議員

それでは、公助について御説明させていただきます。

まず、第16条第2項に「市は市民等の生命、身体及び」ということで、先ほど島議員から御説明がありましたが、「市民等」の定義が変わりましたので、前回では「市域並びに市民の生命」となっていましたが、市域というのが不明確で幅の広い意味合いになってしまうので、「市民等の生命」という表現に変更しています。

次に、第17条第3項ですが、前回の協議会で「議会は市と協力して」という要望がありましたので、「市と協力して国及び県への」というふうに変更しております。

次に、第18条について、前回では第2項、第3項とありましたが、第1項だけで意味をなすということで、割愛をさせていただいております。

次に、第22条ですが、前回の条例案の第22条に避難勧告等という部分がありましたが、第22条第5項とよく似た内容だったので、それを合わせて1つにさせていただきました。結局、市長の避難勧告の判断と避難準備情報や避難勧告、指示、誘導警戒等を速やかに提供するというのを合わせたということで、また、同項の最初に「市は、市民等及び事業者に対し、市長が迅速かつ」とあるんですが、「市長が迅速に、総合的かつ合理的な」というように変更させていただきます。

次に、第24条について、水道が抜けていましたので「水道」を入れました。

次に、第27条について、ここは言い回しを変更させていただいております。前回では、「備蓄物資の計画的な整備を行わなければならない。」となっていましたが、「物資及び資材を備蓄し、整備し、又は点検」ということで詳しく表現するというので変更させていただいております。

次に、第28条ですが、前回の同条第3項、4項を合わせて1つにしました。前回では、同条第3項に避難場所の開設、運営となっていて、第4項に職員を配置、居住環境の整備となっていたんですが、それをまとめさせていただきました。

次に、第29条について、同条第1項で、前回では「耐震改修」という表現でしたが、建てかえについてはどうかという意見もあったので「耐震のための必要な措置」ということで変更させていただいております。

次に、第31条について、前回では「知事の委任を受けた場合は、応急仮設住宅を建設する」というようになっていましたが——同条第2項では、「用地を確保して情報管理に努めなければならない。」となっていました。これも1つにまとめさせていただいて、「災害救助法の規定に基づき、知事から市長が行うこととする事務」——結局、行うこととする事務の中に応急仮設住宅の建設も含まれておりまして、10項目ほどありますが、それにすべて対応しますという表現に変更させていただきました。

## 中村座長

ありがとうございます。

先ほど、説明がありませんでしたが、附則の第2項に「この条例の施行後2年をめぐり、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」ということで、なぜ2年かというのと、今、災害についてのいろいろな研究や国の制度等いっぱい動いていますので、4年も5年も置いておくと時代おくれになるのかなということと、我々

としても初めての条例でありますので2年ぐらいの間に見直しをしようと、要援護者の名簿の公開の問題もありますので、そういうことで加えさせていただきました。この条項がないと、つくったらそのままになると思うので、やっぱり2年ぐらいで見直してもっとよいものにしていくと、そういうものにしていきたいと思います。

このようなことで、大筋の御了承はいただけるでしょうか。

（「はい」との声）

それでは、これをもって協議会の案とさせていただきますのでよろしくお願いします。

なお、まだ法制に確認をとっている状況でありますので、今後、字句等の変更はあろうかと思いますが、それについては正副座長に一任していただいて調整したいと思っていますのでよろしくお願いします。

今後のスケジュールということで、各チームの編成ということで、3つのチームをつくらせて、皆さんにここに所属してもらって、今から進めてもらいたいと思います。

島 議員

岡崎市では条例ばかりではわかりにくいということで、イラストを入れたり、流れを——岡崎市のような立派なものをつくれるかどうかはわかりませんが、わかりやすいパンフレットをイメージしています。

中村座長

それでは、条例チームについては条例素案の作成にかかわっていただいている島議員、園内議員、山本議員の3名になろうかと思いますが、パブリックコメントチームとパンフレットチームをこれからつくっていかないといけないと思いますので、立候補していただきたいと思います。その前にこの3つのチームで進めていくことについて、これでよろしいですか。

（「はい」との声）

それでは、パブリックコメントチームについて、どなたかやっていただける方はおられますか。

吉本議員

どういったことをするのですか。

中村座長

考えているのは、インターネットでやると。

吉本議員

それは議会のホームページでやるということですか。

中村座長

それも考えていただきたいと思います。市のホームページでやるのか、それ以外のツールがあるのか、その辺も含めて考えていただきたいと思います。

それでは、吉本議員にはパブリックコメントチームでお願いします。芝本議員にはパンフ

レットチームをお願いします。

松本議員

私は、パンフレットチームをお願いします。

姫田議員

私はパンフレットチームをお願いします。渡辺議員はパブリックコメントチームをお願いします。

中村座長

上田議員はパブリックコメントチームをお願いします。

それでは、パブリックコメントチームについては、吉本議員、渡辺議員、上田議員の3名で、パンフレットチームは芝本議員、松本議員、姫田議員の3名でよろしいでしょうか。

（「はい」との声）

それでは、そのようにさせていただきます。

確認ですが、条例チームについては島議員、園内議員、山本議員ということよろしいでしょうか。

（「はい」との声）

それでは、よろしくをお願いします。

条例チームについては、全員協議会用の概要説明をつくっていただきたいと思います。これは全員協議会をいつにするか——本定例会中にするのであれば急いでつくっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。また、全員協議会でパブリックコメントをこのような格好でやりますということも発表しなければいけないと思いますし、条例素案の確定版を全員協議会にかけるといふことと、その概要説明の資料に基づいて説明すると、それからパブリックコメントについても発表して来年2月議会に上程したいというような話で進んでいくと思いますのでよろしくをお願いします。

芝本議員

各チームで大体のめどをつくっていただければと思います。例えば、条例チームの概要版ができてからのほうがパンフレットチームは動きやすいという気がするんですが、全員協議会用の概要版ができてからでいいのであればもう少し余裕があると思いますので。

中村座長

大体の構想を練ってもらって、中身については概要版ができてからそこに当てはめてもらうということ。

園内議員

概要説明が逐条解説になるような気がするんです。逐条解説と言うか言わないかは別にして、それが条例の説明書きということになるかと思います。

中村座長

余り逐条解説のようなものをつくっても多分聞いてくれないと思うので、こういうものについて初めて取り組んで、当議会では政策条例をつくることについて幹事長会から委任を受けてやりましたと。そしてこういうことでまとまりましたと。自助、共助、公助ということでそれぞれの役割をここで整理したと。そしてこれについては、あくまでも市民とともに取り組んでいく条例なので義務的なものではありませんと。努力義務的な条文が多いですと。そんなことで説明をさせていただきたいと思います。

幸前課長

全員協議会用の概要説明については、簡単な説明でよろしいかと思いますが、最終的にパブリックコメント等を実施した後、市民から意見が来て、それに対してこの条文はこういうことだからこうすることになっていきますということに対してある程度詳しく、こういう内容のものだというものをつくっておかないと回答しにくいと思いますので、この2本を条例チームでつくっておくべきだと思います。

中村座長

ということは、逐条解説のようなものをつくるということですか。

幸前課長

はい、そうです。

園内議員

それともう一つ、この条例が2年ごとに見直しという中で、10年、20年がたったときに、この条文はどういう意味だったのかということについて詳細を説明できるようなものが必要だと思います。

中村座長

要するに、その条文の意味するところを書いていくと、逐条解説のようなものをつくと。そして、それに並行して説明の概要もつくるということで、条文ができてやれやれと思いましたが、今まで以上に作業がふえてきますので条例チームの皆さんについてはよろしく願います。

それでは、そういうことでよろしく願います。

次に、次回の協議会については、12月7日（金）に幹事長会へ条例素案を出してから各会派に配付させていただいて、そして意見等を持ち寄るということにしたいと思いますので、12月14日（金）午後1時30分からということよろしいですか。

（「はい」との声）

それでは、よろしく願います。

それでは、以上で本日の協議会を終了します。

（終了） 14：30